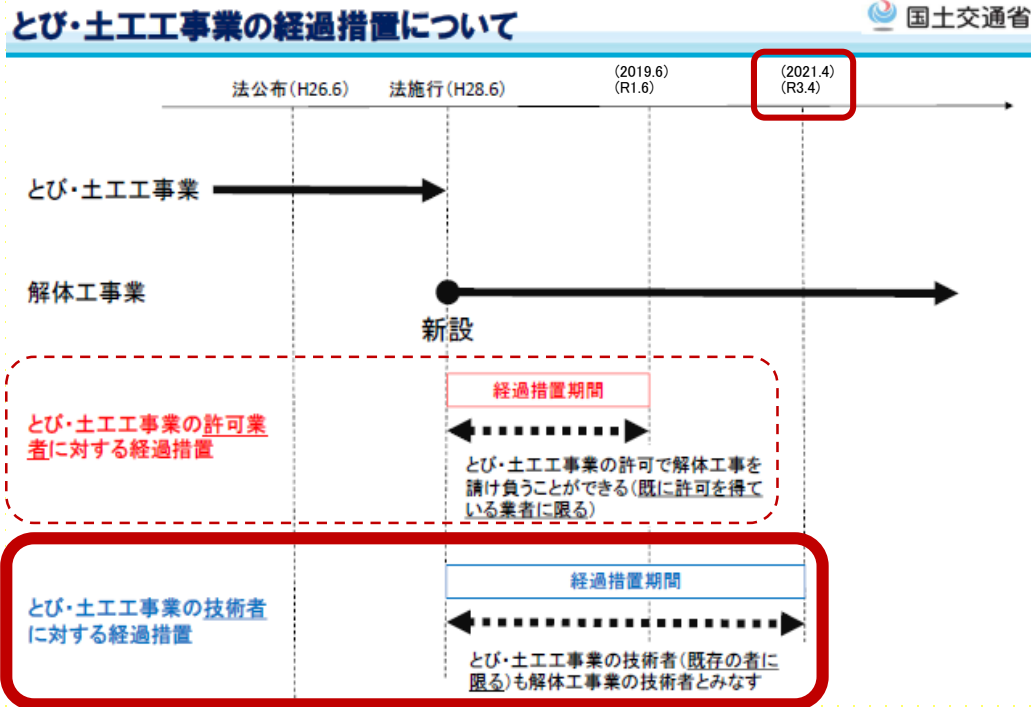


とび・土工事業の技術者を解体工事業の技術者とみなす 経過措置期間（令和3年3月31日）の終了に伴う注意事項

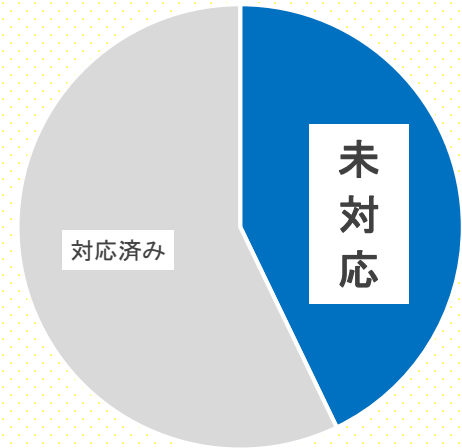
大阪府において、経過措置対象となる技術者（とび・土工事業の技術者）を営業所専任技術者として解体工事業の許可を受けている場合は、令和3年3月31日までに要件を備え、かつ変更してから2週間以内に大阪府建築振興課へ有資格者区分の変更届の提出が必要です。

変更届が未提出の場合、経過措置にて取得している解体工事業許可は取り消し処分となります。
余裕をもって対応し、変更届を提出するようにしてください。

(注意1)「許可業者」に対する経過措置に対応済みでも、「技術者」に対する経過措置への対応も必要です。



(注意2)大阪府における解体工事業の許可業者のうち、4割(※)が技術者経過措置に対応できていません。



(※) 令和2年1月末現在 解体工事許可業者約3,500業者のうち約1,500社が未対応